



な選定になってしまうのではないのでしょうか。

事務局) 平成11年に定めた愛称の名前を見ると、筋や通りなどによって統一されていないため、今回統一したルールを定めるのは難しいです。

委員) 確かにルールもいいとは思いますが、芦屋市は碁盤の目のように道路が整備されていないので難しいと思います。

委員) 平成11年の愛称を、今回改めて変更したりすることはないのでしょうか。

事務局) 変更しません。

委員) 本通りや三八通りなどは対象とはしないのか。

事務局) 平成11年には、川西さくら通りを対象とする考えもありましたが、すでに石碑が立っていたり、愛称として地元に着していることもあり、わざわざ愛称として設定しなくてもよいという判断となりました。本通りや三八通りもすでに地元に着していると考えています。

委員) 定着している名称を、そのまま愛称として設定するのはどうでしょうか。

事務局) 考えの一つではあると思います。

委員) そういった昔から親しまれている愛称があるという過去からの経緯や歴史を調べる必要もあると思いますし、それらを踏まえて路線の候補を選ばないといけないと思います。愛称を定めるルールは整理しておく必要があるのではないのでしょうか。

事務局) 経緯や歴史は調べる必要があると思いますが、愛称の選定のルールは要綱として定めていますので、これを元に判断していただきたいと思います。

委員) そもそも愛称を公募することや範囲については、地元は知っているのでしょうか。事前に確認をしておいたほうがよいのではないのでしょうか。

事務局) 事前に確認するか検討させていただきます。

委員) 愛称の公募時には、名前だけでなく、自由意見をもらうスペースもあってもよいのではないのでしょうか。

事務局) 検討させていただきます。

委員) 公募期間が1か月というのは短いと思います。周知期間も公募期間もそれなりに時間は必要だと考えます。愛称決定の期限はあるのでしょうか。

事務局) 年度内には決定したいと考えています。

委員) それであればもう少し余裕をもった期間で設定したほうがよいと思います。

事務局) スケジュールについて再度検討いたします。

委員) 対象候補路線のある自治会に事前に意見を聞いておくことはできないのでしょうか。

事務局) 聞くことはできます。

委員) 我々委員があまり知らない道路の愛称を決めることに少し抵抗があります。そういったことも考えると、自治会の意見は聞いておいたほうがよいと思います。

事務局) では、愛称の決定については、この委員会で決めていただくとして、対象候補路線については事前に自治会に意見を聞くようにいたします。

その他、本日意見をいただいた内容について、事務局で検討させていただき、次回の選考委員会で協議していただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

以上